

韓国の吏読と日本文字の片仮名

柳 尚 熙

一、日本文字の片仮名

日本の文字は七九四年、平安時代初期に漢文訓読で文字を使用し、いろいろな文体があつたというが、院政時代から現在使っているものに近いものに整理された。漢字を真名といい、その漢字の偏や冠などを取つて使つたものがまさに片名（仮名）であつた。漢字の偏の一方を借りたり、省略して作つた漢字、すなわち真名の不完全を意味する片仮名を日本文字に変え、音節文字に作り上げたと見ることが出来る。

片仮名は日本語を書くために漢字によつて創案された独自の用法であるが、表音文字の一種である。伝来してきた本来の漢字の意味を捨て、発音を採用した用法でもある。その後、十世紀には平仮名も成立し、漢字も混用して使用されてきた。この平仮名は片仮名とは違い、漢字の全画を極度に草体化、または簡略化して作つたものである。

阿 行書体の偏 ↓ ア	千 変形 ↓ チ	牟 初画 ↓ ム
伊 行書体の片 ↓ イ	州 初画 ↓ ツ	女 初画 (ㄷ) の変形 ↓ マ
宇 冠の片 ↓ ウ	天 初画 ↓ テ	毛 行書体 (毛) の変形 ↓ モ
江 旁の片 ↓ エ	止 初画 ↓ ト	也 行書体 変形 ↓ ヤ
於 古体 (於) の偏 ↓ オ	奈 初画 ↓ ナ	由 終画 (ㄱ) の変形 ↓ ユ
加 行書体の偏 ↓ カ	二 全画 ↓ ニ	與 略字体 (与) の終画 ↓ ヨ
幾 草体の平仮名の初画 ↓ キ	奴 旁 ↓ ヌ	良 初画 ↓ ラ
久 初画 ↓ ク	祢 偏 ↓ ネ	利 旁 ↓ リ
介 一部画を省略 ↓ ケ	乃 初画 ↓ ノ	流 終画 ↓ ル
己 初画 ↓ コ	八 全画 ↓ ハ	礼 終画の変形 ↓ レ
散 初画 ↓ サ	比 旁 ↓ ヒ	呂 初画 ↓ ロ
之 草体 (之) の変形 ↓ シ	不 初画 ↓ フ	和 旁の古体 (ㄱ) の変形 ↓ ワ
須 古体 (須) の行書の終画 ↓ ス	部 草体の略字体 (ㄷ) の変形 ↓ ヘ	井 全画 ↓ ㄱ
世 草体の終画の変形 ↓ セ	保 終画 ↓ ホ	恵 草体 (毛) の終画 ↓ エ
曾 初画 ↓ ソ	未 初画 (ㄷ) の変形 ↓ マ	乎 初画 (ㄷ) の変形 ↓ ヲ
多 終画 ↓ タ	三 全画の変形 ↓ ミ	撥ねるの符号 (ㄱ) の変形 ↓ ン

万葉仮名の字画の一部を捨てて一部を取って造った現行の片かなの字数は四七文字に「ん」を加え、四八文字となつてゐる。それ以外に濁点と半濁点の用法があり、平仮名も同じ字数となつてゐる。字形が不完全という意味で片仮名という表現をしたようである。片仮名の場合は前ページの通りである。

十世紀に整理されて使われた文字、平仮名は次の通りである。

以い	呂ろ	波は	仁に	保ほ	部へ	止と	千ち	利り	奴ぬ	留る	遠を	和わ
加か	與よ	太た	礼れ	曾そ	川つ	祢ね	奈な	良ら	武む	宇う	為ゐ	乃の
於お	久く	也や	末ま	計け	不ふ	己こ	衣え	天て	安あ	左さ	幾き	由ゆ
女め	美み	之し	恵ゑ	比ひ	毛も	世せ	寸す	无ん				

(※一九〇〇年 小学校令施行規則により統一されたもの)

片仮名の作者は奈良時代の吉備真備という説は信憑性がなく、最古の片仮名の例はずつと後の時代から現れている。漢字の字画を一部省略して記録された例は、古代中国や韓国にもその例はあつたというが、日本でも万葉仮名において「牟」を「ム」と省略して使つた例が上代にあつたという。

平仮名の作者は、弘法大師、空海という説があるが、確実な根拠はない。

原漢字が持つてゐる表意性を喪失したのが片仮名である。この片仮名は最初、漢字の訓点記入をするために発達した文字であり、その最古の例は平安時代の初期、九世紀初めの訓点本（漢字に訓読の符号や文字を記入した文献）に記入されてゐる。

二、韓国の吏読文字と郷札

韓国の吏読は吏吐、吏道、吏書ともいう。新羅時代に成立した漢字による韓国語の表記法として、漢字を韓国語の語順に配列し、助詞、助動詞などの文法要素を、漢字の音や訓を借りて表現したものである。このような表現方式は、七五七年正倉院の文書に記録された日本の「宣命書」と類似している。

新羅時代の吏読文は、「瑞鳳塚銀合杵（四五二）」の器銘、「南山新城碑（五九二）」などの金石文や日本正倉院所蔵の「新羅帳籍」がある。

高麗時代や朝鮮時代を通して、吏読は主に官吏たちが公文書や契約文書などを書くのに使用した。十八世紀中葉には、官使用の吏読文の引用文として儒胥必知が刊行され、その巻末に吏読をハングルで書き下ろした記録がある。

一方、訓民正音創製以前に、吏読は漢文で書かれた実務文「大明律直解（一三九五）」と「養蠶經驗撮要（一四一五）」の翻訳にも使用された。

吏読に類似した表記法に「吐」または「口訣」と呼ばれるものがある。これは漢文に文法的な要素を各文節別に書き下ろしたものである。「吐」としては漢字の正字体や略体を使った。

その略体の「吐」には日本の片仮名と同じ模様の文字である同音同形の文字もある。

三、日本の宣命書と祝詞

固有の国字がなかった古代に韓国や日本は、ほとんど同じように漢字の音や訓を使用して固有名詞を表記していた。実質的な語やその部分である自立語は大きな漢字で表記し、形式的な語やその部分である付属語は小さな漢字で右側に書き、ほ

とんど日本語の語順に従って書き下ろした型式を使った。

宣命を記録するのに使う、独自の表記法でもある。昔、「宣命」は同じ大きさの漢字を使ってきたが、「宣命使」が読むときに一定の朗読法があり、特別に声調を重要視し、誤読をなくして切って読むことができ、口頭でよく読めるように作られたものと考えられる。

「天乃 賜_ヘ留_ル 大_ナ倭_ノ留_ル 端_ヲ呼_フ 頂_ニ承_ル 受_ル賜_ハ破_レ陣_ニ 貴_ニ倭_ニ 恐_ニ倭_ニ」 「加久太_ニ母_ニ 宣_ニ賜_ニ柰_ニ波_ニ」

— 正倉院文書 天平勝宝九年（七五七年）三月二十五日 中務卿 宣命案 —

上のように小文字で助詞、助動詞、用言の活用語尾、接尾語など、形式的な語や語の部分の方葉仮名で書いている。

奈良時代中期から文献に確認されたが、当時から「宣命」の他にも「祝詞」、古寺の縁起文書などに使ってきたことがわかる。

だんだんと時代に従い、万葉仮名の部分が草仮名、平仮名、片仮名の混用で使われるようになり、平安時代後期には記録類や講活式和讃などにも使われ、今日の漢字仮名の混用の源流となったのである。

祝詞は、祭器の儀式を挙げるときに大きな声で叫ぶ言葉を祝詞というが、その中で祝賀の意味が多いものを区別し、寿詞ともいう。祝という文字は、神に申し上げて人間を祝福することを意味し、またそれを行う人を言う。すなわち、祝詞とは神に申し上げて「人生を祝福する言葉」の意味である。

古典の古事記上巻に「布刀祝詞」「天津祝詞」「天都詞太子詞事」と書かれており、万葉集一七には「刀能里等其等」とも書かれているのを見ると、「祝詞」「能里等」「詔戸」「詞太」などで「のりと」の表現を漢字でそれぞれ書いている。

「祝(のり)」とは「正しい生き方」の意味であり、「詞(と)」は「置戸(おきど)」「詛戸(とこいど)」「氣戸(いぶきど)」「齋戸(いわいど)」の意味でもあり、「扉」の意味でもあるという説もある。

「宣読(のりと)する」(口頭で宣布する)という意味もあり、「呪文」「詔(のり)」という意味もある。偶然の一致かもしれないが、「のりと」を「宣吏読(のりりと)」と見るならば、新羅、百済の人々が使っていた「吏読(りとう)」を知る渡来人たちが七世紀、天智天皇のとき学問所で漢字を読み下ろすために「宣命書」「祝詞」を漢字の本来の意味とは関係なく、音に合わせて使った漢字ではないかと考えられる。

孫命能 宇豆乃 幣帛呼 称辞意奉隆久宣
ソノノ ユヅノ ヒトコフ トク

△祝詞の表記▽

孝養父母 為去乃 (부모효양 하거나)
하거나
夜入伊遊行 如阿 (밤들이 노니다가)
다가
来如 来如 (오다 오다 오다)
다 다
待是古如, 生死路隱 (생사길은) 기다리고다 길은
吾隱 去内如 (나는 간다) 가나다

△吏読、郷札の表記▽

このように宣命書、祝詞、吏読、郷札を固有の国字がなかった時代にしてはとても発達した表記法であると考えられる。漢字を理解する人であれば誰でも吏読文を読むことができ、作って書くことができたのである。

日本の宣命書、祝詞も吏読、郷札と同じようなものであると言える。

四、亡命渡来移住者の影響

「日本書紀」に新羅の国名が四三三回、百済の国名が四〇七回、高麗（高句麗のことを指す）の国名が一八八回、任那が一四三回、加羅が三五回記録されている。なぜ日本の古代文献である日本書紀にこのように韓国大陸の名前が記録されているのかというのが興味深い。

日本書紀は天務朝（六七二〜六八六）から編纂が計画され、六九一年には貴族の家伝を収録し、七二〇年に日本最初の正史として編纂が完了するが、この日本書紀には「百済記」「百済新選」「百済本記」の百済三書が記録されている。

推古天皇三年の五九五年、蘇我馬子の招請で百済の僧侶、恵聰が日本に来ることになった。同じ年に高句麗の僧侶、恵慈と力を合わせて日本の聖徳太子の政治外交の顧問になり、二〇年余りの間側近として日本に留まり、彼らは飛鳥寺を建立することになった。また、百済の聖明王は日本に仏教を伝え、当時百済が滅ぶや、六六五年に男女四〇〇人余りが近江国、神崎郡に移住、六六九年に余自信、鬼室福信の一族である鬼室集斯など、百済人二〇〇〇名余りが近江国、蒲生郡地方に配置され、日野に鬼室神社を建立したと日本書紀に記録されている。集団としては最大の渡来人移住だと言える。

百済が滅亡して五年後に高句麗も滅亡することになる（天智天皇七年）。高句麗人たちは蝦夷対策として関東地方に半治され、七一六年に武蔵に移住して埼玉県入間郡に高麗神社を建立することになる。関西地方には河内、平野を中心に土師氏、

漢氏など、大陸から渡ってきた渡来人が多く訪れ、住んでいた。その当時、さまざまな事情で渡来してきた集団は高官の官職者たちであり、亡命してきた貴族たちであり、教養や学識があつて技能を持った人々であつたということを推し量ることができる。後に日本の大和朝廷に法官大輔（司法の官吏）や学識頭に亡命渡来人たちが任命されており、法務、兵法、医薬、経書、陰陽道、建築、製陶、音楽、美術に明るい人々が亡命渡来してきたことが分かる。その後にも八世紀末まで渡来、移住してきた人々が絶たなかつたという。

このような人々の存在により、朝廷、豪族の文化生活面において、貴族文化は急進し、移住者たちの知識や技術が多くの影響を受けたものと考えられる。

その後にも大仏鑄造の技術指導に国中公麻呂の祖父はこの時に百済から亡命してきた国骨富であつた（七七四年、続記宝龜五年十月己巳條）。その他にも、亡命移住してきた渡来人の中には僧侶たちも多く、陰陽博士、医薬、音博士など、最高級の知識人が多かつたという。日本語の片仮名の発想も、漢字による韓国語表記法の吏読を使用していた移住亡命と雷神の影響を受けてできたものと考えられる。

日本の片仮名の成立の発想は、七世紀の白村江戦争に敗北した百済渡来亡命者たちが主体になつて整理されたもので、平安時代初期から万葉仮名を書くために簡略化して使つた記号から発想されたもので、それが音節文字、大和文字となつたものと考えられる。

この日本語の片仮名が作られる前までは、僧侶たちが漢字を読むのに漢字の片方に点を打つて表示し、片方だけを読むものであつた。韓国の吏読、口訣式の漢字借用表記法と同じ発想であると言える。吏読、郷歌の文字を使用していた亡命渡来移住者たちの知識人が日本の天智天皇を頼つて大量に集団移住し、朝廷では「学問所」を作つて鬼室集斯を中心に研究させ、日本語で書く片仮名を作つたのではないかと考えられる。

上古時代に韓国も日本も固有の文字を持つていなかった。中国の漢字、漢文を習い、それによつて生活の感情や意思を表

現するようになった。意味を表現するよりも音を重要視する固有名詞を明記する方法を利用するようになった。この表記が次第に拡大し、漢字漢文の言語体系にはない、日本語と韓国語にだけある形態要素の助詞や語尾などを表記するようになり、その表記が韓国では吏読、郷札と呼ばれ、日本では万葉仮名と呼ばれるようになったようである。

吏読、郷札は漢字借用による韓国語の表記法であるが、漢字漢文の導入以後、相当期間の経験を積んだ後にこの吏読や郷札が作られたと考えられる。

日本の片仮名も字も百済の学者、古代渡来人、王仁博士が応神天皇の要請により、論語一〇巻、千字文一卷を持って日本に渡って来た後（日本書紀、応神天皇記）、約三〇〇年余り、漢字漢文を僧侶や貴族たちに普及してから、七世紀ごろの集団亡命渡来移住してきた人々により、特に鬼室集斯などを中心に学問所などで研究されたものが万葉仮名として使われるようになり、片仮名へと発展したものと考えられる。

【参考文献】

- 仮名遣および仮名字体 沿革史料、大矢透著、勉誠社、一九七〇
古点本の国語学的研究、中田祝夫著、講談社、一九五四
日本語の世界五 ― 仮名、築島裕著、中央公論社、一九八一
吏読辞典、吾川啓・吾川忍著、正音社
吏読集成、朝鮮総督府 中枢院、一九七二
郷歌および吏読の研究、小倉進平著、亜細亜文化社、一九二九
万葉と郷歌、李鍾撤著、藤井茂利訳、東方書店、一九九一
古代東アジア、上田正昭編、小学館
古代研究、上田正昭外編、毎日新聞社
謎の四世紀、北村文治・水野祐編、毎日新聞社
日本史に生きた渡来人たち、殷熙麟著、松籟社
論究・古代史と東アジア、上田正昭著、岩波書店
古事記・祝詞 日本古典文学大系1、岩波書店
日本古代文化の成立、江上波夫・上田正昭編、毎日新聞社
日本人はどこから来たか、樋口隆康著、講談社現代新書